

生活保護制度に関する公開質問事項及び回答書

質問 1 貧困率の改善

相対的貧困率は 2018 年の時点で 15・4%。2030 年までに半減されるよう改善にとりくむべきか

1 思うを選択

〔理由〕

相対的貧困率以外にも、子どもの貧困率は 13.5%で OECD 加盟国平均を上回り、先進国でワーストレベルです。とくに、ひとり親家庭の貧困率は 50.4%と断トツの高さとなっています。自公政権が長年とってきた弱肉強食と自己責任おしつけの新自由主義の政治のもとで、国民が痛めつけられてきたことが、貧困率にもあらわれています。

SDGs はすべての国に適用され、「人類の貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し…」と前文で述べている通り、17 ある目標の 1 番目の課題が「貧困をなくすこと」です。日本でも政治の転換と一体に、貧困をなくすための具体的なとりくみをすすめていきます。

質問 2-1 生活保護の補足率向上

補足率は 2-3 割にとどまり、利用できない状態の方が多くいると考えられている。補足率を上げるべきか

1 思うを選択

〔理由〕

日本の生活保護の捕捉率は 2~3 割とあまりにも低く、多くの生活に困窮する人に手が差し伸べられていません。国として捕捉率を向上させる年次目標を設定し、生活保護法にも違反した行為や無法な指導をやめさせ、必要な人がきちんと保護を受けられるようにすべきです。

生活保護法を「生活保障」法に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革をすすめます。

質問 2-2 水際作戦の根絶

生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に窓口で水際作戦を受けることがある。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきか。

1, 思うを選択

〔理由〕

生活困窮者を自治体の窓口で追い返す、「水際作戦」の横行がコロナ禍のなかでも大問題

となりました。「水際作戦」は違法行為です。各自治体の保護行政の状況を調査し、違法行為の根絶に向けた指導を強めることが必要です。

生活保護の申請権の不可侵を法律に明記し、申請の門前払いを絶対に許さない国の立場を明確にすべきです。

質問 3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保

生活保護制度の運用の問題の背景にはケースワーカーの人数不足や専門性の不足が要因の 1 つとされている。ケースワーカーの人員を増員し福祉専門職の採用を促す施策を講じるべきか。

1, 思うを選択

〔理由〕

国の責任でケースワーカーを大幅に増員し、過重な担当件数を減らすなど待遇改善をはかるべきです。保護の申請者・受給者のなかには、生活困難や社会的孤立、さまざまな悲惨な体験から、精神的に追い込まれるなど、緊急の対応が必要な人もいます。ケースワーカーの専門性を高め、生活困窮者にきめ細かな支援ができる体制を構築するべきです。

質問 3-2 ケースワーク業務の外部委託

現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」と不可分一体であるケースワーク業務について、厚労省は「外部委託を可能とすることについて令和 3 年度中に結論を得る」としている。外部委託を可能とする方向で法改正を行うべきか。

2, 思わないを選択

〔理由〕

生活保護のケースワーク業務には『保護の決定・実施』という『公権力の行使』を含むため、委託業者である非公務員が行うことは生活保護法で禁じています。委託によって自治体職員が委託先職員に直接の指揮命令する『偽装請負』などの違法・脱法行為の横行も危惧されます。

そもそもこの外部委託化は、パソナ会長の竹中平蔵氏が産業競争力会議で強く要望し、政府、自民党、民間派遣業界が一体となり、「公的サービスの市場化」の旗のもとですすめられてきました。

生存権保障は国民の基本的権利です。国が責任をもち地方自治体と力をあわせて運営すべき生活保護制度が、企業のもうけ口を広げるためのお墨付きを与える法の改悪など許されません。

質問 4-1 生活保護基準を 2013 年の段階に戻す

生活保護基準は2013年、2015年、2018年と3回にわたる引き毛がおこなわれ、生活保護者の生活は厳しさを増している。基準を2013年時点の水準に戻すべきか

1, 思うを選択

〔理由〕

2012年12月の総選挙で自民党は政権復帰しましたが、選挙公約は生活保護の給付水準の「10%引き下げ」でした。10%削減が先にありきで、厚労省は自民党に忖度し、引き下げる根拠にした物価などの数字を都合よく操作して、生活扶助費削減を強行しました。さらに2018年からは5%削減を実行しています。

10円20円を気にしながら必死で生活している生活保護利用者にとって、15%もの扶助費削減がどんなに厳しいものか、政権や国は利用者たちの怒りを受け止めるべきです。

生活保護費削減と生活扶助費を2013年の水準に復元し、物価上昇や生活実態を反映させながら、憲法に規定された生存権の保障にふさわしい水準に引き上げるべきです。

質問4-2 級値の見直し

生保基準は1級地の1から3級地の2まで6段階で設定されているが、審議会の検討とは別に統合する動きがある。どのように見直すかは専門家の審議会の専門的検討をふまえるべき。

1, 思うを選択

〔理由〕

級地の統合によって、保護費を低い方の基準に合わせれば、生活保護予算を大幅に削減することになります。

級地は住民税の非課税限度額の基準にもなっており、級地の見直しは市民生活に大きな影響を与えるものです。社保審部会では、部会として枝番廃止の結論を出していないことの確認を求める意見や、生活保護利用世帯の生活実態を十分考慮するとの意見書への記述を追加するよう求める意見が相次ぎました。専門家による慎重な検討がおこなわれるべきであり、厚労省と自治体の密室調整で級地見直しを決めることは許されません。

質問4-3 夏季加算の創設

冬は冬季加算があるものの、夏の夏季加算はない。電気代を心配してエアコン代を節約し生命の危険にひんするケースが後を絶たない。夏季加算の創設が必要か。

1, 思うを選択

〔理由〕

地球温暖化により、早い時期から気温が暑くなることが常態化しています。エアコンの電気代を気にして暑さに耐えている状況は、健康で文化的な生活とは言えません。ぜひ夏季加算を実現させるべきです。

質問5 一歩手前の困窮者への支援（一部扶助の単給化）

最低生活費を1円でも超えるといっさいの給付が受けられなく現状を改善するため、一部の扶助については一歩手前の困窮層に単給できるようすべきだと思いか

1、思うを選択

〔理由〕

単給を利用できれば、生活が楽になる、救われる生活困窮層は多数います。教育・住宅・医療・自立支援扶助を対象にし、最低生活費の1・3倍以下なら利用できるという日本弁護士連合会などの基準提案をもとに、早急に検討・具体化すべきです。

質問6 利用しやすい生活保護委制度に

質問6-1 扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に）

生活保護制度の申請をするにあたって扶養義務者に扶養照会がされるが扶養照会については申請者の同意がある場合にのみおこなうことができるという運用改正をすべきだと思いか

1、思うを選択

〔理由〕

今年1月、日本共産党の小池晃書記局長が参院予算委員会において、田村憲久元厚労相は「扶養照会は義務ではない」との答弁を引き出しました。本来、申請者が「扶養請求権」を持っていて、扶養を求めようかどうかは申請者の意思で決まるものです。本人の意思を無視して親族に扶養照会の書類を送ることは適切ではなく、扶養照会を保護開始の条件とすることも間違いです。

厚生労働省は2月26日、運動におかれて家庭内暴力や虐待がある場合は扶養照会を行わないよう各福祉事務所などに通知しました。しかし、それでは不十分であり、あくまでも申請者に意思を確認して同意を得られた上で扶養照会が行われるべきです。

質問6-2 自動車保有要件の緩和

現在原則は保有を認めない運用とされているが、処分価値の乏しい車は生活用品として保有を認めるべきか

1、思うを選択

〔理由〕

全国青年司法書士協議会が今年の1月に実施した「全国一斉生活保護相談会」において、初めて生活に困窮する人の自動車保有についてのアンケートをおこないました。「自動車保有が生活保護申請をためらう大きな要因になっている。申請のハードルが上がり、生活保護を利用すべき人が利用できないでいる」ことが鮮明になったそうです。

公共交通機関が乏しく、稼働本数が減り、運賃も高騰しています。一部の大都市を除いて車がなければ生活が不便な地域だらけになっています。もはや処分の価値の乏しい車はぜいたく品とはいえず、生活の実態から保有を認めるべきです。

質問6－3生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障

生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合世帯分離をすることになっている。世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっている。世帯内就学と就学等に必要な費用の収入認定除外を認めるべき。

1、思うを選択

〔理由〕

貧困の連鎖から抜け出すためにも、大学などの進学を保障し、世帯分離はやめて世帯内就学を認めるべきです。また、就学等に必要な費用の収入認定除外をおこない、学ぶ権利を保障すべきです。